

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年3月 24 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600300号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600217号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成24年9月1日から平成26年3月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成24年9月から同年12月までは、13万4,000円を14万2,000円、平成25年1月から同年6月までは、13万4,000円を15万円、同年7月から同年9月までは、13万4,000円を24万円、同年10月は、13万4,000円を28万円、同年11月から平成26年2月までは、13万4,000円を26万円とする。

平成24年9月から平成26年2月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年9月から平成26年2月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年8月1日から平成26年3月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低い額となっているので、請求期間について、年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成24年9月1日から平成26年3月1日までの期間については、A社から提出された源泉徴収簿、B県C市から提出された市民税・県民税に関する回答書及び同社の事業主の陳述により、請求者が、当該期間においてオンライン記録(厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない記録を除く。以下同じ。)の標準報酬月額を上回る給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成24年9月から平成26年2月までの標準報酬月額については、前述の源泉徴収簿等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成24年9月から同年12月までは14万2,000円、平成25年1月から同年6月までは15万円、同年7月から同年9月までは24万円、同年10月は28万円、同年11月から平成26年2月までは26万円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成24年9月1日から平成26年3月1日までの期間に係る報酬月額を誤って届け、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額を年金事務所に届け、その結果、年金事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成21年8月1日から平成24年9月1日までの期間については、A社から提出された源泉徴収簿等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600301号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600218号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成25年7月1日から平成26年3月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成25年7月から平成26年2月までは、15万円を19万円とする。

平成25年7月から平成26年2月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月から平成26年2月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年10月1日から平成26年3月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が実際に支給された給与よりも低い額となっているので、請求期間について、年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成25年7月1日から平成26年3月1日までの期間については、A社から提出された源泉徴収簿、B県C市から提出された市県民税課税所得証明書及び同社の事業主の陳述により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成25年7月から平成26年2月までの標準報酬月額については、前述の源泉徴収簿等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成25年7月1日から平成26年3月1日までの期間に係る報酬月額を誤って届け、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額を年金事務所に届け、その結果、年金事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂

正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成24年10月1日から平成25年7月1日までの期間については、A社から提出された源泉徴収簿等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600302号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600219号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成25年7月1日から平成26年3月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成25年7月から平成26年2月までは、15万円を20万円とする。

平成25年7月から平成26年2月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月から平成26年2月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年10月1日から平成26年3月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が実際に支給された給与よりも低い額となっているので、請求期間について、年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成25年7月1日から平成26年3月1日までの期間については、A社から提出された源泉徴収簿、B県C市から提出された市民税・県民税に関する回答書及び同社の事業主の陳述により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成25年7月から平成26年2月までの標準報酬月額については、前述の源泉徴収簿等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成25年7月1日から平成26年3月1日までの期間に係る報酬月額を誤って届け、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額を年金事務所に届け、その結果、年金事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂

正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成24年10月1日から平成25年7月1日までの期間については、A社から提出された源泉徴収簿等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600303号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600220号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成25年7月1日から平成26年4月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成25年7月から同年9月までは、16万円を20万円、同年10月から平成26年3月までは、16万円を26万円とする。

平成25年7月から平成26年3月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月から平成26年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年4月15日から平成26年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低い額となっているので、請求期間について、年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成25年7月1日から平成26年4月1日までの期間については、A社から提出された源泉徴収簿、B県C市から提出された市民税・県民税に関する回答書及び同社の事業主の陳述により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成25年7月から平成26年3月までの標準報酬月額については、前述の源泉徴収簿等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成25年7月から同年9月までは20万円、同年10月から平成26年3月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成25年7月1日から平成26年4月1日までの期間に係る報酬月額を誤って届け、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額を年金事務所に届け、その結果、年金事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂

正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 25 年 4 月 15 日から同年 7 月 1 日までの期間については、A 社から提出された源泉徴収簿等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録における標準報酬月額を下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600571号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600068号

第1 結論

昭和36年10月から昭和42年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年10月から昭和42年3月まで

母(訂正請求記録の対象者)は、生前、昭和36年10月に父と結婚して以降、昭和40年11月に引っ越すまで、A県B市C町の自治会長に、毎月、国民年金保険料を納付していたと言っており、それ以降の期間についても、具体的な方法は分からないが、母が国民年金保険料を納付していたはずである。

昭和44年にB市の町名変更があり、C町はD町に変更されたが、年金記録を照会する際に、母が年金加入記録回答票に当時の住所としてC町ではなくD町と記入したために、年金記録が見つからなかったのではないかと思う。

請求期間の国民年金保険料は、母が納付していたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「母が、請求期間のうち、昭和40年11月に転居するまでの国民年金保険料はB市C町の自治会長に納付し、転居後の期間についても、具体的な方法は分からないが、母が国民年金保険料を納付していたはずである。」旨陳述している。

しかしながら、訂正請求記録の対象者が、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、訂正請求記録の対象者に係る国民年金手帳記号番号は、B市E町へ転居後の昭和41年11月1日に、訂正請求記録の対象者の夫と連番で払い出されており、同番号前後の国民年金手帳記号番号払出簿の状況から、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳記号番号は、国民年金の加入手続によらず職権で払い出されたものと推認される。この場合、当該払出時点までは、訂正請求記録の対象者に係る国民年金保険料を市の集金人に納付することができなかったものと考えられ、このことは、同市C町において自治会長に国民年金保険料を納付したとする請求者の陳述と符合しない。

また、前述の国民年金手帳記号番号の払出し時点において、請求期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができず、一部の期間は過年度納付及び現年度納付することが可能であるが、訂正請求記録の対象者は既に亡くなっており、B市E町における具体的な国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンライン

システムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿において国民年金手帳記号番号の視認による縦覧調査を行ったところ、請求期間より前の昭和36年2月2日に、訂正請求記録の対象者の婚姻前氏名と同姓同名の者に払い出された国民年金手帳記号番号が確認できるものの、国民年金手帳記号番号払出簿の当該者氏名欄に「昭和37年8月22日資格取消」と押印され、備考欄に「厚年」の記載が確認できることから、当該手帳記号番号は、一旦払い出されたが、被保険者が厚生年金保険に加入していたことが判明し、取り消されたものと推認され、オンライン記録において、当該手帳記号番号に国民年金記録は登録されていない。

なお、請求者は、B市における町名の変更が、年金記録の欠落に関係しているのではないかと陳述しているが、請求期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿は、同市の国民年金被保険者に対する国民年金手帳記号番号の払出しが記載されており、請求者が陳述する事情は、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の国民年金記録が欠落する理由とはならない。

加えて、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、訂正請求記録の対象者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。